

第4章 計画の実現に向けて

1. 都市づくりの推進に向けた方針

都市計画マスタープランは、本市の将来都市像を明確にし、個別の都市計画を決定・変更する際の方向性を示すなど、市町村が自ら定める都市計画の総合的な指針（行政上の指針）としての役割を果たすものです。

本市では、計画の実現に向けた都市づくりの推進にあたり、個別的、具体的な事業計画や整備計画などの策定を行うとともに、関係機関と連携しつつ、事業の効率化や各種制度の活用による財政負担の軽減などの対応を図ることで、計画の実効性を確保していきます。

また、地域別構想を市民による身近なまちづくり活動を下支えする計画としても位置づけ、地域別構想に示された目標や方針に基づきながら、市民協働の取組みを支える支援策の充実など、市民と行政の協働による都市づくりを進めます。

(1) 行政の役割

(1)-1 本計画の実現に向けた都市づくりの推進

① 土地利用に関する制度の適正な運用

本計画における土地利用の方針を実現するため、市街化区域においては、用途地域をはじめとする土地利用規制や豊川市立地適正化計画における届出制度の運用などにより、秩序ある土地利用の誘導を図ります。

市街化調整区域においては、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律など、土地利用関係法や開発許可制度の適正な運用により、土地利用の調整を図り、無秩序な市街地の拡大を抑制します。

② 都市の骨格を形成する都市施設整備の推進

都市計画道路、都市計画公園などの未整備となっている都市施設については、各施設整備の優先性を検討しつつ、国、県、市が適切な役割分担のもと、効果的かつ効率的な整備を進めていきます。ただし、社会情勢や都市構造の変化に伴い、当初の整備方針などを見直すことが必要な場合には、都市計画の見直しを検討します。

③ 関係機関との連携、協力の強化

国、県などが定める上位計画や関連計画との連携を図りつつ、相互に協力しあいながら、都市づくりを進めていきます。特に、(都)名豊道路をはじめとする広域的な交通体系の整備などの広範な影響が見込まれるような場合には、国や県への働きかけや補助事業の活用、周辺自治体との協議、調整などを図りながら、1つの市町の区域を越えた広域的な視点での都市づくりを進めていきます。また、大規模な商業施設等の立地にあたっては、計画立案の初期段階から立地後にわたって交通への影響を調査・予測し、所要の渋滞対策を実施します。

(1)-2 市民協働による都市づくりの推進

①身近なまちづくりなどへの市民参加の促進

市民と行政が連携、協力しながら、都市や地域の抱える問題などを効果的に解決していく都市づくりを実践するため、広報誌や市ホームページ、市民公開型 GIS（きらっと☆とよかわっ！ガイドマップ）や SNS などを活用し、都市づくりに関する情報を広く、分かりやすく市民に提供し、各種計画づくりや都市づくりの実践の場への参加機会の拡充を図ります。

また、本計画における地域別構想を地域住民に広く周知・PRするとともに、各地域で展開されている既存の公園などの維持管理、緑化や美化活動などのまちづくり活動を支援することにより、より発展的で自発的な取組みを促進します。

②民間活力の活用

道路や公園、河川などの公共空間については、多くの市民に利用されていますが、今後は公共空間を地域資源の一つと捉え、市民アイデアなどを活かした活用や維持・管理により、まちのにぎわいの創出や交流を促進することが重要です。

このため、公共空間の活用や維持・管理にあたっては、民間主体の活動や取組みの促進、民間の資金やノウハウの活用についても検討していきます。

(2)市民の役割

まちづくりについては、最終的にまちに住み、営みを行う市民が「まちづくりの主役」となります。このような考え方にに基づき、まちづくりを実践していく際には、市民に具体的な事業などについて計画段階などから積極的に参加することが重要です。また、都市計画については、都市計画法を活用した提案制度も制定されているため、積極的な活用が期待されます。さらに、「とよかわ市民協働推進計画」に基づき、ボランティア団体や NPO などの市民活動団体が主体となった地域づくりなどへの積極的な取組みも期待されます。

①まちづくりのルールづくり

良好な住環境の保全や市街地における防災性の向上、良質な景観の保全などを目指すためには、市が実施する生活基盤整備のみでは十分とは言えないため、地域の理解・協力を得ながら、地域住民によるまちづくりのルールづくりを推進します。

②計画策定への積極的な参加

具体的な都市施設の整備や公園・緑地などの整備後の維持管理については、計画策定段階から積極的に参画し、計画から実現、その後の維持管理にかけて円滑なプロセスの確立を推進します。

2. 本計画の達成度検証と見直し方針

本計画は、長期的な視点から将来の本市の姿を展望しつつ、都市づくりに関する基本的な方針を定めたもので、概ね10年以内に優先的に取組むべき施策の方針を定めています。ただし、その内容は固定的なものとするべきではなく、本市を取り巻く情勢の変化などに応じ、適切に見直されるべきものです。

そこで、豊川市総合計画との整合を図りつつ、事業の進捗状況や実績・効果などによる達成度を評価・検証し、本計画の見直しを行います。また、今後の社会経済情勢などの変化への対応や新たな都市づくりの課題・市民ニーズへの対応などが求められる場合には、必要に応じ、本計画の見直しを行います。

① 施策、事業の見直し、改善策の検討

本計画に掲げた目標や方針に基づく施策、事業の進捗状況や取組み実績を確認するとともに、各部署が計画の達成状況について情報共有し、施策、事業の見直しや改善策の検討につなげていきます。

② 社会経済情勢などの変化に対応した見直し

上位計画に大きな変更が生じた場合、また、今後の社会経済情勢の変化などに伴い新たな課題や市民ニーズへの対応が必要となった場合には、必要に応じ、本計画の見直しを行います。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、職住をはじめとするライフスタイルに変化が生じ始めていることから、新たな生活様式に対応した都市づくりのあり方や公共空間のマネジメントのあり方をはじめ新たに都市計画に求められる役割を踏まえた見直しを必要に応じで行うものとしします。

【参考】本計画の達成度検証方法

本計画で掲げた分野別の方針や主な取組みについて、目標年次である令和12（2030）年度において、事業の進捗状況や実績・効果などにより、その方針・施策の達成度を評価・検証します。これは、これまでの豊川市都市計画マスタープランにおける評価・検証方法を踏襲し、本計画で掲げた方針に沿った検証方法として定めます。

以下の手順に沿って実績把握と評価を行います。

